

一般国道 1 号における道路外利便施設に関する協定

道路管理者 国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と道路外利便施設の所有者 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会業務担当理事（以下「乙」という。）、道路外利便施設の敷地である土地の所有者 横浜市長（以下「丙」という。）は、乙が所有する道路外利便施設について、本協定に定める範囲において甲が管理することに合意し、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 17 第 1 項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、道路外利便施設を継続的に適切に管理し、道路の通行者又は利用者の利便の確保のために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路外利便施設 道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設であつて、乙が道路の区域外に設けた工作物又は施設をいう。
- 二 道路外利便施設の管理 道路外利便施設の維持、修繕、その他の管理をいう。
- 三 道路外利便施設の利用者等 道路外利便施設の利用者又はその周辺の土地若しくは施設の所有者、利用者及び通行者をいう。

（対象となる道路外利便施設及び当該利便施設に係る敷地）

第 3 条 この協定の対象となる道路外利便施設及び当該利便施設に係る敷地（以下「道路外利便施設及びその敷地」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 道路外利便施設及びその敷地の位置及び範囲は、別添図 1 及び 2 のとおりとする。
- 3 前 2 項の別表又は別添図の記載事項に変更が生じた場合においては、甲、乙及び丙は協議を行い、当該変更等の内容に従って別表又は別添図を変更するものとする。

(道路外利便施設の管理)

第4条 甲は、前条第1項に規定する道路外利便施設について、次に定めるところにより当該道路外利便施設の管理を自ら行うものとする。

一 通路及び視覚障害者用点字ブロックの維持、修繕

2 甲は必要に応じて、乙及び丙と協議を行い、別途、管理計画書を定め、当該管理計画書に基づき当該道路外利便施設の管理を行うものとする。

3 乙は、当該道路外利便施設について、前2項に定める甲が行う道路外利便施設の管理以外の管理を行うものとし、主に次の各号に定める管理を行うものとする。

一 通路の日常の巡視

二 通路の清掃

4 乙及び丙は、甲が行う当該道路外利便施設の管理について協力しなければならない。

5 甲又は乙は、第1項から第3項に規定する当該道路外利便施設の管理の範囲に変更が生じた場合においては、別途、乙及び丙又は甲と協議を行い、変更することができるものとする。

6 乙又は丙は、当該利便施設協定の締結後において、第3条第1項に規定する道路外利便施設及びその敷地に新たな物件等を設けようとする場合においては、あらかじめ甲と協議を行うものとする。

(道路外利便施設の管理に要する費用の負担)

第5条 前条第1項及び第2項の規定により甲が行う道路外利便施設の管理に要する費用については、原則として、甲が負担するものとする。ただし、乙と協議の上、別途、管理に要する費用の負担方法について定めることができるものとする。

2 前条第3項により乙が行う道路外利便施設の管理に要する費用については、原則として、乙が負担するものとする。ただし、甲と協議の上、別途、管理に要する費用の負担方法について定めることができるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定を締結した日から道路外利便施設の存する期間、有効とする。ただし、道路が廃止され、道路外利便施設により当該道路の通行者又は利用者の利便を確保する必要がなくなった場合においては、この限りではないものとする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第7条 甲は、乙又は丙のいずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。
- 2 乙又は丙は、甲が本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を履行すべき旨を申し入れることができるものとする。
- 3 前2項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(協定の掲示方法)

- 第8条 甲は、この協定又はその写しを甲の横浜国道事務所において閲覧に供している旨を、道路外利便施設又はその敷地内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(道路外利便施設及びその敷地内への立入り)

- 第9条 甲は、道路外利便施設の管理を行うため必要がある場合には、第3条に掲げる道路外利便施設及びその敷地内に立ち入ることができる。
- 2 甲は、前項の規定により道路外利便施設及びその敷地内に立ち入り、乙及び丙に損害を与えた場合においては、当該損害を乙及び丙に賠償しなければならない。

(立入り等の受忍)

- 第10条 乙及び丙は、正当な事由がない限り、前条の立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 2 前項の規定に違反した場合においては、乙及び丙は、それにより甲に与えた損害を賠償しなければならない。

(道路外利便施設の危険防止)

- 第11条 甲又は乙は、第3条第1項に規定する道路外利便施設において、老朽、損傷、一部の滅失又はその他の事由により、道路外利便施設の利用者等に対して危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、あらかじめ、乙及び丙又は甲及び丙と日時及び方法について協議を行い、危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による道路外利便施設の措置に要する費用の負担については、原則として、甲又は乙が負担することとし、別途協議して定めるものとする。ただし、甲又は乙は、当該措置によって丙が利益を受ける場合においては、その利益を受ける限度において、当該措置に要する費用の一部を負担させることができることとし、その金額については、甲又は乙が丙と別途協議して定めるものとする。

(非常災害時等における道路外利便施設の危険防止)

- 第12条 甲又は乙は、非常災害、事故等により第3条に掲げる道路外利便施設が当該施設の利用者等に対して危険を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、あらかじめ、乙及び丙又は甲及び丙と協議を行うことが困難であるときは、前条の規定にかかわらず、甲又は乙は自ら必要最低限の範囲において、必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の規定による道路外利便施設の措置に要する費用の負担については、原則として、甲又は乙が負担することとし、別途協議して定めるものとする。ただし、甲又は乙は、当該措置によって丙が利益を受ける場合においては、その利益を受ける限度において、当該措置に要する費用の一部を負担させることができることとし、その金額については、甲又は乙が丙と別途協議して定めるものとする。

(道路外利便施設及びその敷地に損害が生じた場合の措置)

- 第13条 甲は、第4条第1項及び第2項の規定による道路外利便施設の管理の瑕疵により乙又は丙に損害を与えた場合においては、当該損害を乙又は丙に賠償しなければならない。
- 2 乙は、第4条第3項の規定による道路外利便施設の管理の瑕疵により甲又は丙に損害を与えた場合においては、当該損害を甲又は丙に賠償しなければならない。

(善管注意義務)

- 第14条 甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって、道路外利便施設の管理を行わなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、道路外利便施設及びその敷地内において、道路外利便施設の構造に損害を及ぼし、又は危険を及ぼすおそれがあると認められる行為を行ってはならない。

(道路外利便施設の貸与及び譲渡)

- 第15条 乙は、道路外利便施設の全部又は一部を貸与しようとする場合

においては、当該貸与に係る契約に、当該貸与を受けようとする者が乙と同一の条件の下で本協定に規定する義務を遵守しなければならない旨の条項を定めるとともに、当該貸与を受けようとする者に当該義務を遵守する旨の誓約書を甲に提出させなければならない。

- 2 道路外利便施設の全部又は一部の貸与を受けた者が、当該貸与に係る契約に定められた前項の条項に違反した場合においては、甲は乙に対して当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。
- 3 乙は、道路外利便施設の全部又は一部を譲渡しようとする場合においては、当該譲渡に係る契約の締結にあたって、当該譲渡を受けようとする者が乙と同一の条件の下で本協定に規定する義務を遵守しなければならない旨、十分な説明を行わなければならない。
- 4 乙は、前項の規定に基づき、道路外利便施設の全部又は一部を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならない。

(道路外利便施設に係る敷地の貸与及び譲渡)

- 第16条 丙は、道路外利便施設に係る敷地の全部又は一部を貸与しようとする場合においては、当該貸与に係る契約の締結にあたって、当該貸与を受けようとする者が丙と同一の条件の下で本協定に規定する義務を遵守しなければならない旨、十分な説明を行わなければならない。
- 2 丙は、前項の規定に基づき、道路外利便施設に係る敷地の全部又は一部を貸与しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならない。
 - 3 丙は、道路外利便施設に係る敷地の全部又は一部を譲渡しようとする場合においては、当該譲渡に係る契約の締結にあたって、当該譲渡を受けようとする者が丙と同一の条件の下で本協定に規定する義務を遵守しなければならない旨、十分な説明を行わなければならない。
 - 4 丙は、前項の規定に基づき、道路外利便施設に係る敷地の全部又は一部を譲渡しようとする場合においては、その旨を甲に通知しなければならない。

(道路外利便施設及び道路外利便施設の敷地の目的外使用)

- 第17条 甲及び乙は、第3条第1項に規定する道路外利便施設が第三者により目的外に使用されている場合においては、別途協議の上、必要な措置を講ずるものとする。この場合、第三者に対する必要な措置については、原則として乙が行うものとする。
- 2 甲及び丙は、第3条第1項に規定する道路外利便施設の敷地が第三者

により目的外に使用されている場合においては、別途協議の上、必要な措置を講ずるものとする。この場合、第三者に対する必要な措置については、原則として丙が行うものとする。

- 3 前2項に規定する第三者に対する必要な措置については、甲、乙及び丙は別途協議を行い、甲が第三者に対して必要な措置を講ずることができるものとする。

(協議)

第18条 甲、乙及び丙はこの協定を変更する必要がある場合又はこの規定に定めのない事項、疑義を生じた事項について新たに定める必要が生じた場合においては、その都度協議するものとする。

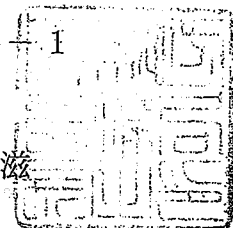
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 6 月 19 日

甲 さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省

関東地方整備局長 菊川 滋

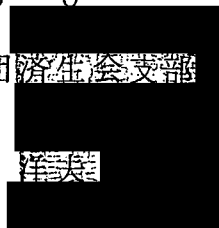


乙 横浜市神奈川区富家町6-6

社会福祉法人 恩賜財団済生会支部

神奈川県済生会

業務担当理事 保坂 洋美



丙 横浜市中区港町1-1

横浜市 市長 中田 宏



別表

道路外利便施設及びその敷地の表示（平成**21**年**6**月**19**日）

利便施設の名称		一般国道1号横浜東部病院前通路
利便施設の所在地		横浜市鶴見区下末吉3丁目705番8、同番24
敷地	所在地	利便施設の所在地に同じ
	面積	416.6 m ²
備 考		通路 416.6 m ² 視覚障害者用点字ブロック 1箇所12枚

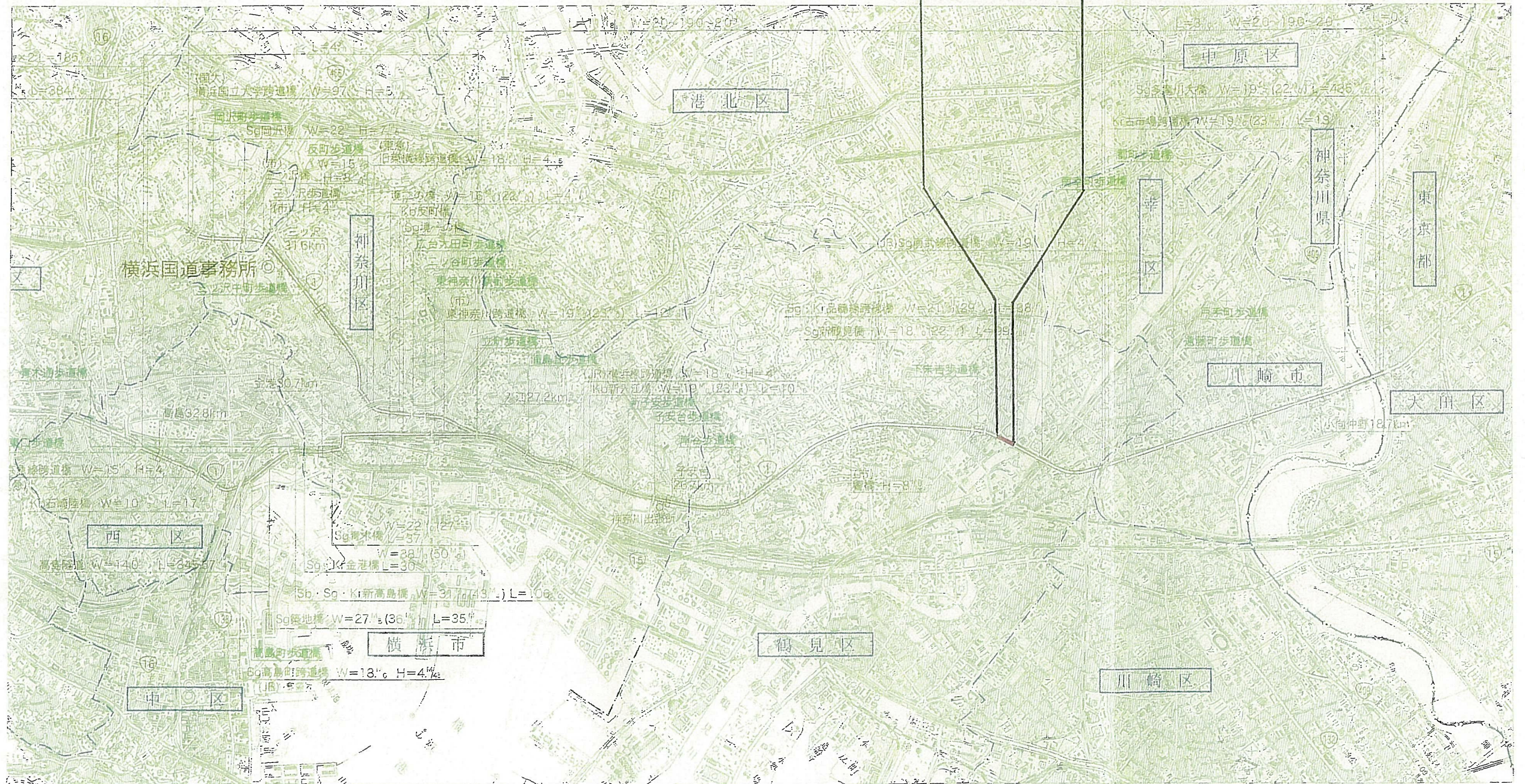
道路外利便施設 協定位置図

L=208.3m
A=416.6m²

別添図 1

位置図

協定範囲



事 項	記号	事 項	記号	事 項	記号
新 橋	Sg	コンクリートアーチ橋	Ca		
吊 橋	Sb	コンクリートラーメン橋	Kr		
トラス橋	Sl	PSコンクリートラーメン橋	Pt		
アーチ橋	Sa	PSコンクリートラーメン橋	Pt		
ラーメン橋	Sr	石橋または橋	Ab		
ラッカー橋	Se	石アーチ橋	Ia		

一号

一般国道 工事平面図(四の二)

横浜国道事務所

道路外利便施設 協定平面図

1/500

A S=1:200

横浜市
鶴見区

